

令和7年度 山梨県職員(一般任期付職員)選考採用試験案内

山梨県では、世界遺産である富士山の普遍的価値と自然環境を守り、富士登山の適正化のため、登山者等の安全対策及び自然環境保全の取組を推進しています。今後もこれらの取組を継続していくため、次のとおり任期付職員の募集を行います。

受付期間 令和7年11月27日(木)～令和7年12月18日(木)

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	勤務場所	任期
行政 (富士山 レンジャー)	3名	山梨県富士山世界遺産センター (山梨県南都留郡富士河口湖町船 津 6663-1)	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで (3年間)

2 職務内容

これまでの職務経験等を活かし、山梨県側の富士箱根伊豆国立公園内等において、主に次のような業務の企画、調整、実施、運営等に従事します。

- (1) 登山者への安全指導
- (2) 富士山吉田口県有登下山道の利用に関する指導
- (3) 来訪者等に対する利用マナーの普及啓発及び指導
- (4) 植物等の不法採取やゴミの不法投棄等の不正行為に対する巡視及び指導
- (5) 富士山の自然等についての環境教育活動
- (6) SNS等による情報発信業務
- (7) その他知事が必要と認める業務

3 受験資格

(1) 令和7年10月31日現在、次の要件を全て満たしている者が受験できます。

- ① 登山指導の実務経験※を2年以上有すること
- ② 自然保護活動又は自然体験活動の実務経験※を2年以上有すること

※「実務経験」には、休暇・休業・休職等のため1か月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く）は含みません

- ③ 富士登山に必要な経験、高度な知識及び体力を有すること
- ④ 動植物等自然環境についての専門的な知識を有すること
- ⑤ 国、地方公共団体、業務に関連する団体・個人など関係者との連絡調整を行いながら業務（取組）を行った経験を有すること
- ⑥ 普通自動車運転免許を所持していること（AT限定可）

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

① 日本国籍を有しない者

② 地方公務員法第16条に該当する者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 求められる資質

- (1) 登山者への指導や啓発活動に必要な高いコミュニケーション能力を有すること
- (2) 行政に求められる公平性にも留意した適切なバランス感覚を有すること
- (3) パソコン（Microsoft Word・Excel・PowerPoint等）の操作ができること
- (4) 採用後、原則として勤務地に近接した地域に居住できること

5 試験の方法

区分	時期	内容
第1次選考 (書類選考)	令和7年12月下旬	提出された書類に基づき、資格要件、経歴、小論文の内容について審査します。
第2次選考 (人物考査)	令和8年1月中旬	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性について個別面接を行います。

※第2次選考は、第1次選考の合格者が対象となります。日時及び場所は、別途連絡します。

6 受験手続等

(1) 受験手続等

受付期間	令和7年11月27日(木)～令和7年12月18日(木)まで
申込書類	次の書類について申込先まで直接持参するか、又は郵送してください。 ①山梨県職員(一般任期付職員)選考採用試験申込書(様式第1号) ②履歴書(様式第2号) ※履歴書には、申込前6か月以内に撮影した写真(タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、正面向きのもの)を貼り付けてください。 ③小論文(様式第3号) ※(2)を参照してください。 ④職務経歴書(様式第4号) 様式第1号から様式第4号については、下記URLからダウンロードして下さい。 https://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/boshu/2025saiyo.html 

申込 方法	持参の 場合	令和7年11月27日（木）から令和7年12月18日（木）まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
	郵送の 場合	封筒の表に「選考試験」と朱書きし、必ず書留郵便としてください。 令和7年12月18日（木）までの消印のあるものに限り受け付けま す。
申込先、問合せ先		山梨県 観光文化・スポーツ部 富士山観光振興グループ 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁別館2階） 電話 055-223-1315

（2）小論文

① テーマ：「これまで取り組んできた仕事や経験を活かし、富士山レンジャーとして富士山の課題をどのように解決できるか」

あなたが考える富士山における課題を挙げ、問題であると考え理由、これまで取り組んできた仕事や経験を活かし富士山レンジャーとしてどのように解決できるのかを1,200字以内で論述してください。

② ダウンロードした様式に記入し提出してください。記入は、横書きとし、パソコン等による入力、自筆いずれでも構いません。様式には小論文のテーマは書かず、1行目から記述してください。

7 合格発表

区分	時期	内容
第1次選考 （書類選考）	令和7年12月下旬	選考結果を申込者全員に書面で郵送により通知します。
第2次選考 （人物考査）	令和8年1月中旬	選考結果を受験者全員に書面で郵送により通知します。

※第2次選考結果を通知した後、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。

なお、職歴証明書は、勤務期間及び実務経験期間の始期及び終期、1か月以上の休職等の有無と期間について、在職していた法人等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

8 選考結果の提供

受験者は、選考結果の提供を申し出ることができます。電話、はがき等による申出では提供できません。

提供の申出をする場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、写真付きの証明書等）を持参の上、提供期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提供場所へお越しください。

区分	申し出できる者	提供内容	提供期間	提供場所
第1次 選考	不合格者	総合ランク	各選考の結果の通知日から1週間	山梨県 観光文化・スポーツ部 富士山観光振興グループ (県庁別館2階) 山梨県甲府市丸の内1-6-1
第2次 選考	受験者	総合得点及び順位		

9 給料

給料は、山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づき、採用者の経歴等を勘案の上、決定します。富士山レンジャーは、主事または主任の職となります。また、通勤手当、期末手当等の諸手当が支給要件に応じ支給されます。また、採用に伴い県外から転居する場合は、空きがあれば県宿舍への入居が可能です。

10 サービス等

勤務時間、休暇、サービス、分限等については、任期の定めのない一般職員と同じです。

任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等への従事等の制限など地方公務員のサービスに関する規定が適用されます。

11 その他

- (1) 試験当日、受付に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。
- (2) この選考試験の実施に際し収集する個人情報は、この選考試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- (3) 地震、台風等の災害等により、やむを得ず選考試験の日程を変更するなど、選考試験に関して緊急のお知らせがある場合には、富士山観光振興グループのホームページでお知らせします。

富士山観光振興グループ

<https://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/index.html>

